



国民健康保険税納税 通知書を送付します



詳しくはこちらをご覧ください

令和6年度から国民健康保険税の税率・課税限度額と保険税軽減基準所得が変わりました

後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大が主な原因となり、国民健康保険(国保)被保険者数が減少し、国保税収が減少しています。

一方で、被保険者一人当たりの医療費は増加しており、国民健康保険財政の健全化のため、令和6年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。

① 税率・課税限度額の改正

国民健康保険税の税率・課税限度額が以下のとおり変更になりました。()内は令和5年度の金額

	所得割 【加入者の所得に 応じる率】	均等割 【加入者一人 当たりの額】	平等割 【加入世帯ごとの額】	課税限度額
基礎課税額(医療分)	8.4%	27,000円	28,000円	650,000円
後期高齢者支援金等課税額 (支援分)	2.4%	8,000円 (7,000円)	9,000円 (8,000円)	240,000円 (220,000円)
介護納付金課税額(介護分)	2.1%	8,000円	7,000円	170,000円

※介護分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。

国保税率・課税限度額が上昇しないためのお願い

- かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ち、重複受診や重複服薬、薬の使い残しをやめましょう。また、ジェネリック医薬品を選択しましょう。
- 休日、早朝、夜間受診はできるだけ控え、また交通事故や犬に噛まれたなどの第三者行為での受診の場合は必ず届け出ましょう。
- 特定健康診査や特定保健指導を受け、生活習慣病の早期発見、早期治療を心がけましょう。

② 軽減基準所得の改正

国民健康保険税の軽減基準所得額が下記のとおり変更になり、**軽減がかりやすくなりました**。この「軽減」については申請不要ですが、世帯内に所得不明者がいる場合は適用されません。所得申告をしていない被保険者は、早めに申告してください。

- 世帯の総所得金額などの合計が次の基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。**(変更後)**

軽減割合	基準となる軽減基準所得(擬制世帯主を含む世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の所得の合計額)
7割軽減	43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者の数-1)以下
5割軽減	【43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)】以下
2割軽減	【43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)】以下

- **低所得者に対する軽減**
世帯の総所得が一定額以下の場合、均等割額と平等割額を7割・5割・2割と三段階に軽減する仕組みになります。
- **軽減における注意事項**
世帯の加入者の中に未申告者がいる場合は、軽減は受けられません。
軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。
国保から後期高齢者医療に移行した人の人数や所得も含まれます。
- **雇用者側の都合により失業した被保険者の保険税の軽減**
雇用者側の都合によってやむをえず失業した人(非自発的失業者)の保険税軽減制度の対象となる人については、

- **国保税の変更**
次の場合、国保税が変更される場合があります(税額は月割で計算)。
● 社会保険などへの加入・離脱により国保の資格を取得・喪失したとき。
※社会保険などに加入された場合は、須恵町国民健康保険喪失の手続きが必要です。
● 出生・死亡や世帯合併・分離などで国保の資格を取得・喪失したとき。
● 修正申告などによる所得額変更があったとき。
● 40歳になり介護分保険税に該当したとき。

- **8月からの被保険者証の交付について**
8月1日以降有効の被保険者証を世帯主宛に7月中旬から簡易書留で郵送します。
※12月2日(月)より、被保険者証は廃止になりますが、今回郵送する被保険者証は、記載されている有効期限まで使用できます。(転居など、被保険者証の内容に変更があった場合は、変更月以降の使用はできません。)
- **70歳以上75歳未満の被保険者の皆さんへ**
被保険者証内に「2割」または「3割」の表記があります。70歳以上の被保険者の皆さんは、8月以降の負担割合のご確認をお願いします。
なお、この負担割合は、令和5年中の所得により判定されています。
- **国保の資格を取得した場合や介護分の該当になったときは、その取得月から、また、国保を離脱したときは離脱した月の前月までで月割計算します。**
※年度内に65歳になる人(介護保険第1号被保険者として介護保険制度に加入)の介護分保険税や、75歳になる人(後期高齢者医療制度に加入)の国保税はあらかじめそれぞれの制度加入月の前月までの月割で計算されています。